平成２９年（フ）第４９９２号
大阪府東大阪市旭町21番３―505号
破産者　関西東工こと　東口　隆明
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５６号
大阪府東大阪市水走３丁目６番１号　グランピア吉田　201号
破産者　西垣　　清
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１５８号
大阪府高槻市野田３丁目８番13号
破産者　西垣　　滋
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１２号
大阪府松原市田井城２丁目２番２―505号
破産者　合田　益己
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４３５号
堺市北区金岡町2037番地１　メゾンM305号室、前住所堺市東区野尻町381番地３
破産者　川田　敏征
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５４号
堺市南区竹城台３丁１番７―308号
破産者　座間味由里
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７６号
堺市北区新金岡町２丁４番５―304号、営業所堺市北区中長尾町４丁５番23号
破産者　ホンダスポーツパドックこと　髙橋　圭一
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１０２２号
大阪府高石市東羽衣５丁目16番13―105号、前住所大阪府高石市綾園４丁目５番１―711号
破産者　岡田美喜子（旧姓古山）
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８８３号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目664番地の２、従前の住所兵庫県川西市清和台東２丁目３番地の58　102
破産者　戎　香保里
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７３２号
広島市中区吉島西１丁目17番16―201号
破産者　佐藤　忠寛
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７号
山口県萩市大字浜崎町261番地
破産者　岡村　和江
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第８号
山口県萩市大字浜崎町261番地
破産者　岡村　梅司
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１２号
山口県萩市大字山田4267番地22
破産者　竹谷佳代子
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第２０号
山口県長門市仙崎299番地９
破産者　福田和夫こと　洪　　和夫
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２９年（フ）第１１１号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原754番地１
破産者　近久　茂信
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１４号
群馬県佐波郡玉村町樋越1631―１　シャレーリーバイス101、住民票上の住所群馬県高崎市下里見町1326番地１　山木マンション202号
破産者　東尾光一こと　ＨＩＧＡＳＨＩＯ　ＰＡＵＬＯ　ＫＯＯＩＴＩ
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１７６２号
神奈川県綾瀬市寺尾中２丁目３番１―505号
破産者　澤藤　　幸
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７９６号
横浜市鶴見区市場下町11番37―333号
破産者　嵜本マシ子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部